

へて之を稿ふ。又福岡藩早川勇四位從筑紫衛四位正月形洗藏上同伊丹真一郎上同等來る。光介應對する處あり。四月評議役と爲る。又藩侯内旨を光介に授け、筑前大宰府に赴き實美以下の起居を訪ひ、又福岡藩を音問せしむ。光介正使素彦名を素太郎と變して副使に粉し同行す。先つ藩廳を音問し、同夜博多某樓に洗藏、真一郎等と密會し、徹宵時事を談論して曉に至る。翌日大宰府に至り土方久元伯に就き來意を告げ、實美、東久世通禧伯、壬生基修伯、西三條季知伯に見へて藩侯の内旨を陳し、近時の藩情を申す。實美等大に喜ぶ。四人交々合作詩歌及び方物を贈とす。實美の詠歌、此の君のみさをもいかてしられまし。もみちのあきのなきよなりせば、會々高知藩浪士阪本龍馬四位正、光介、素彦の寓を訪ふ。之れを別室に延き、三人鼎坐國事を談す。話次薩長兩藩隔絶のことに及ぶ。龍馬大に其の不可なるを説き、方今の要は兩藩合體國事を謀議するに非ざれば大事を成すべからざる所以を痛論す。論旨公明適切。光介等平素の持論と符合す。再思するを要せず直に同意を表す。龍馬大に喜ひ、鹿兒島藩大山綱良格と會談せんことを謀る。四月八日綱良書を贈りて會談を來む。時に兩藩の意思通せず互に迎接を難す。仍て光介、素彦某樓一室に上り、綱良、龍馬、久元、又同樓一室に上り期せず相會したりと稱し、交々胸襟を開き、和解の議を談したり。光介等歸り龍馬等との密議を發するを危む。素彦と約して秘密にし、先つ木戸孝允

一位從に報して謀議したり。五月龍馬、久元、鹿兒島藩吉井友實伯等赤間關に來る。光介對接し、直に急使を驅せて孝允、素彦に告げて來行を促かす。五月三日素彦、孝允と密議の旨を報す。其一節に曰く、坂本出關に付御飛脚被差出御配念難被堪奉存候、彼一條木圭假名のえ相談候處都合宜敷、即同人も出關可仕候。幸府に而右手合候密計打出し公然と相謀り候處、諸向引受心宜敷甚降念仕候。追々熟議之場にも至り可申哉。同日又孝允書を贈る。其一節に曰く、此度坂本其外來關に付早々出浮候との御事、悉細奉畏候。明日より早速發途可仕候と相決居申候間、其中萬緒乍失敬都合克御取扱置被成遣候様願上候。尋て孝允、素彦來り諸士と會談するに至る。光介其間に預りて功勞あり。後遂に聯合の事成るに至る。同二年丙寅二月第二大隊參謀兼務及び練武場係を命ず。三月老中小笠原長行四位正、安藝廣島に至り、慶親父子を招致す。穴戸璣子、素彦、藩侯父子に代りて廣島に赴く。同時に三支藩藩情辯疏の事あり。藩は老臣挂縫殿を正使に、光介副となりて趣く。滯留十數日にして歸藩す。分れに臨み、璣一詩を賦して光介に贈る。君參兵農政治間、龍蛇張勢在三關。本支合力要今日、營濟江家國步難。七月幕府再討を令し、小倉口先鋒小倉藩兵、豊前文字及びひ田の浦に屯す。藩兵及び諸隊逆襲之を破る。光介兵を率ひて豊前大里に進み、金明寺及び狸坂等に戰ふ。八月朔日小倉城を略し、滯陣二旬歸藩す。同三年丁卯四月藩、豊前地の戰勢を賞し、金



干者を興ふ。尋て側用人を兼ね。十月藩侯命して姓を時田名を實と改む。十一月徳山藩世子毛利元功故子宗藩の兵を率ひ上京す。元功は藩侯の實弟なり。心添として特に光介に隨行を命し、更に藩兵一中隊を差遣し、其參謀軍監を兼ねしむ。明治元年戊辰正月三日徳川氏の従兵伏見鳥羽に迫り終に開戦す。光介相國寺の本營に在て軍務を助け、尋て淀の戦地に向ひ、續て大阪に出張す。又京都留守役心得を兼ね。三月東郷大阪行幸。藩光介に出張を命す。四月留守居役を兼ね。同日特に銀若干を興ふ。五月留守居を免し更に貢士を命す。六月公務人を兼ね。七月福岡藩侯黒田長知故正位前年來同藩士屢々來往し交誼淺からざるを以て、短刀一振を贈る。九月公議人と改稱す。十月車駕東京に行幸。藩光介に東京出張を命す。十二月遷幸京都に歸任。同二年己巳三月職制改。正前職を免し參政と爲る。四月學校督務を兼ね。六月藩祿制を改め舊祿十分の六厘石を給す。九月藩國事に勤勞ある士民に賞典を行ふ。之を戊辰役官軍に加はり戦功ある隊士兵卒に止め、總て文官は辭して受けず。光介又辭す。十一月任豊浦藩權大參事。十二月朝廷諸藩公議人を東京に召集せらる。光介上京東京城の會議に列す。同三年庚午正月元日拜賀天盃を賜ふ。同四年辛未十一月廢藩殘務取扱を命す。任山口縣典事。四月名を光介と改む。同六年八月任山口縣大屬。同七年二月肥前佐賀の變亂起る。光介縣令中野梧一故從一位の密旨を受け、赤間關に出張、豊浦地方の有志

兵を募り都て進退監督を委任す。幾なく亂平き解兵す。八月二十五日辭官。同年五月二日補山口縣第十六大區々長。同十年二月西南の亂起る。關口隆吉故從三位の密旨を承け、赤間關に出張し、該地方取締を委任す。九月山口縣第十四、第十五、第十六區長を兼ね。同十一年五月四大區長を辭免す。同十三年以降民間に在て商社を設立し、其の長となり。或は商務に従事し。又筑前香月に炭坑を開けり。同二十年參河國西加茂碧海兩郡に跨り、水路開鑿原野開墾の事業に従事し、其成功を告ぐ。今健在なり。

◎高知縣の部

○從五位大石圓 舊稱彌太郎。元土佐高知藩侯山内氏臣。文政十二年己丑十月十七日生。

圓代々土佐國香美郡郷士たり。少壯時事に志あり。有志の徒と交る。文久元年辛酉三月藩命に仍り江戸に出て洋學を修む。途次大坂を過く。偶友人談中新作に遇ひ在坂の人物を問ふ。新作告くるに幕府士具足奉行小田又藏を以てす。乃ち新作を介して又藏を見之と議論を上下し頗る合ふ所あり。去て道を中仙道に取り迂路信濃松代に至り佐久間修理正贈位を訪ふ見るを得す。四月十三日江戸に至り藩邸に入る。越て二日藤森恭助四贈位を下總



行徳に訪ふ。偶々座上山口藩木梨精一郎故男佐々木男也に會す。晩に及び圓二人と船を俱にして江戸に還る。因て船中に時事を談論し。又頗る所見を同ふせり。翌日男也同藩時山直八贈正位を伴ひ圓を訪ふ。之を他藩交際の始とす。後圓は勝安芳故伯の塾に在りて洋學を研修し。傍ら山口藩木戸考允贈從一位周布政之助贈正位鹿兒島藩町田直五郎。樺山信秀稱三水戸人岩間金平等と往來して談議する所あり。時に藩主山内豊信容堂贈從一位幕議を蒙り江戸鮫津の別邸に屏居す。圓之を憂ふ。一日政之助等曰く方今の事容堂春嶽從一位兩公の如き英邁の侯伯を起して其力に頼るにあらざれば爲すべからずと。圓曰く諸君若寡君を窮厄に抜くに力を假さは幸甚たしと。窃に相俱に周旋する處あり。當時土佐人にして江戸に在りて國事に奔走する者圓の外復あるなし。圓乃ち書を裁して同志門田爲之助。坂本龍馬贈正位の東遊を促かす。六月武市半平太贈正位小笠原保馬。島村衛吉贈從四位來る。圓乃ち半平太の爲人を知る。謂て曰く。方今威振はす外夷跋扈す。幕府の措置往々機宜を失す。且聞く姦臣狼りに威權を弄し。窃に廢立を議すと。亂兆已に成れり。大丈夫當に一死以て國家に殉すべきなり。豈徒に擊劔をのみ事とする秋ならんやと。半平太等曰く願くは君更に其詳を語れと。圓即ち在江戸以來聞見する處の時事を語り。外藩有志と往來訂交する所の顛末を叙べ。金平等と誓ふ所の誓書を取りて之を示す。半平太躍然として曰く。之れ

有哉諸君我輩をも有志に紹介せよ。須らく周旋せむと。後一日圓密に誓書を草し。築地の藩邸に就き。半平太。衛吉。保馬。柳井健次贈正位弘田恕助。池内藏太贈從四位河野敏鎌故子等と會し。血を刺し同心戮力當に國事に瘁さむことを誓ふ。是を土佐人士團結して王事に勤むるの發端とす。其文に曰く。堂々たる神州戎狄の辱をうけ古より傳はれる大和魂も今は既に絶へなんと帝は深く歎き玉ふ然れども久しく治まれる御世の因循柔惰と云ふ俗に習ひて獨りも此の志を振ひ舉て皇國の禍を攘ふ人なし。かしこくも我が老公夙に此事を誓ひ玉ひて人々に言ひ争ひ玉へども却而その爲めに罪を得玉ひぬ。斯く難有き御心おはしますをなご此の罪には落入り玉ひぬる君辱を受くる時は臣死すと況や皇國の今にも稚を左にせんを他にや見玉ふ可き彼の大和魂を奮ひ起し異姓兄弟の結びをなし。一點の私意を挟まず相謀りて國家興復の萬一に裨補せんとす。錦旗若し一たび揚らば團結して水火をも踏んで爰に神明に誓ひ上は帝の大御心をやすめ奉り。我が老公の御志を繼ぎ下は萬民の愛をも拂はんとす。左れば此中に私にも何にかくに争ふものあらば神の怒り罪し玉ふをまたで人々寄りつとひて腹かき切らんと已れ己れが名を誓しるしをさめ置ぬ。文久元年辛酉秋八月。半平太今後の手段を問ふ。圓曰く我徒同しく此に在んよりは寧ろ一半は國に歸り。東西各郡に遊説して多く同志を糾合して他日の



地歩を爲すに如かすと。半平太曰く善し。敏謙、健次、衛吉と共に江戸發途に決し。歸藩後着手の方法を議す。圓曰く先各郡の領袖と結ぶべしとて其氏名を擧ぐ。高知には門田爲之助、龍馬、香美郡には安岡覺之助正五位、安岡嘉助四位從、森助太郎後稱太郎、幡多郡には樋口眞吉四位從あり。此等數人を收攬せば餘は附從して來らむのみと。又藩の要職に在りて長者には平井善之丞四位從、小南五郎四位從あり。予平井と善し一封を作りて君を紹介すべし。歸途必ず之に面せよ。其人沈重の君子なり。君等一面の際因循にして謀るに足らずと爲すなされ。小南とは半面の識なし。然れども薩の樺山三圓と善きを聞けり。彼の書を得て以て先客と爲さは必ず會晤するを得むと。半平太藩に歸り周旋甚た勤む。是より土佐の有志群起して之に應ずるに至る。其誓書に署する者百九十二人。其他京都に於て加列する者あり。或は藩侯の連枝又は藩の重職にして連署せざるも盟約に加はる者あり。或は時期を逸して加盟せざるも志を同ふする者あり。其人員前後合せて四百三十八人に上ると云ふ。盟約の人々を掲ぐれば故人にありては片岡利和那須藩、尾崎忠治源八、河野敏謙藩、彌通明、武市半平太小幡藩、坂本龍馬直陰、中岡慎太郎爲、村田忠太郎克昌、弘瀬健太子爵、島村衛吉血、千屋菊次郎孝健、久松喜代馬重治、平井收次郎義比、北添信馬正信、松山深藏正上、清岡治之助正上、柳井健次正五、田内衛吉茂、石川潤次郎正上、柏原禎吉義上。

大和鼎吉正義、上田楠次元永、宮川助五郎長奉、安岡覺之助正義、伊藤甲之助和義、千屋金策孝成、井原應輔德道、土居佐之助金英、安岡斧太郎直行、上岡膽治正敏、安東直之助正重、檜垣繁太郎清次、森下幾馬茂時、宮地宜藏正覺、宮田頼吉能格、小松熊市樂盛、宮田貞齊致信等にして生存者に在ては土方久元補左衛門、西山志澄直次、盛南部魏男展衛忠、古澤滋充迂、正四、小畑美稻孫二、田中光顯濱田辰等の人々なり。幾なく爲之助、江戸に來る。文久二年戊三月間、崎哲馬四正、村田忠三郎四正、宮崎圓齋等亦來る。相俱に奔走謀議する處あり。茲に及べり。爲めに藩論一變し。藩の有司悉く更迭し。善之丞、五郎等起て要職に復す。勤王主唱の徒頗る其志を伸せり。又同志相議して圓をして歸藩周旋せしめ。又爲之助は京都伏見に生長し。京洛の事情に通曉せるを以て伏見に在りて、盤下の動靜を探聞せしめんとす。議即決す。五月十三日圓爲之助、京に至る。圓、偶痲疹を病み數日京に在り。時に龍馬九州より來るに會す。藩侯山内豊範故侯、東勤の説を傳ふる者あり。近日發途せんと。圓以爲く主公東勤途を伏見に取る。宜く闕下に伏して天機を候ひ以て天下侯伯の倡を爲すべし。河原町藩邸は地狹斜に隣し。人數を駐むるを不可とす。狹隘にして萬一不測の變に遭遇せば進退甚便ならず。是駐劄の所にあらずと。乃ち龍馬に囑し妙心寺の境内を視察せし



む。龍馬歸りて其境域廣く壁高くして宿陣に充つべきを報ず。圓乃ち病を力めて大坂に至る。又虎疫に罹る。適從兄醫田中春耕塚に在り。其病を聞き。駕を送りて之を遊へ療養。月餘にして始めて癒ゆ。時已に豊範の發程を聞き。愈惶駕を促かして塚を發し。姫路に至りて會す。五郎半平太亦扈從中にあり。圓半平太と面議し。深夜五郎を見て説くに三事を以てす。一、主公東勤伏見を經由せらる宜しく參朝して臣節を効すべし。二、主公京に入る宜しく妙心寺境内を以て宿陣に充つべし。三、主公今般の東上は國家の大事に繋る宜しく老公と同心戮力して事に當らるべし。若否らざれば誤惑或は之より生せむ。君深く之を思へと五郎之を首肯し。他日の施爲皆其言の如しと云ふ。七月圓藩に歸る。三閏月にして再ひ藩命を帶ひ四國、中國、九州の動靜を視察す。十一月發程福富健次と同行す。先づ讚岐松山。安藝廣島。周防岩國。徳山より萩に入る。久坂義助贈四位正時山直八贈四位正等等を會す。時恰藩侯母堂の喪に居る。藩規他藩人を留むるを許さず。二泊して去る。廣島に在る時同藩軍艦を造り小銃を購ふを聞く。適幕府關銃二千挺を購入し。其二百挺を更に佐賀藩に與ふるを耳にす。蓋佐賀藩は當時長崎衛戍の任を受けたるを以て此特許を得しを聞き機逸すべからすと信し直に長崎に至る。圓去年江戸に在りて施條銃の發明及射的表を見しとあるを以て其銃を獲むと欲す。乃ち以爲く我藩亦大坂衛戍の任を受く。宜く佐賀の例を趁

ふべし。然かも今遠地に在りて藩命を受るに由なし。然れども好機逸すべからず。苟も君國に利する所あらは他日罪讎を蒙るも亦辭せずと。乃ち從者を備ひ儼然として山内七佐守の使者と稱し。長崎奉行に面して關銃一千挺を與へられむことを請ふ。遂に其免許を得。九川視察を中止して文久三年癸正月星夜馳せて歸藩。狀を藩廳に申し其專斷の罪を乞ふ。有司其舉措の時宜に適せるを以て問はす。再ひ之を長崎に遣し。銃價上納の事を了せしむ。藩に尖彈銃を用ふるは。是を以て濫觴とす。八月勅して大和行幸を止め。長門藩堺町門の守衛を解かる。三條實美故公以下公卿七人長門に奔り形勢一變す。藩其影響を受け藩の要職復多く更迭す。九月半平太以下數人を幽囚す。圓之を憂ひ同志久松喜代馬。坂本龍馬等廿八人と謀り。圓筆を執て一篇の書を藩に上りて時事を論難し。半平太等の爲め救解する處あるも省せられず。其要旨に曰く。藩論確立するも未だ人心の歸嚮定まらず。防備嚴令あるも文武盛興せず。人心奢侈遊惰に泥み。勤王の事の如き戲言に對し。尊攘の大義は藩侯周旋に成るも前言十にして一も貫徹せず。開言路貴節儉の命達每次下るも。尙今日に其實を見ず。蓋實意貫かす。言行一致せざるに在るべし。希くは尊攘の大義顯明あらんことを切念す。老侯藩政の關預を絶たれりと。戊辰以來天幕の寵遇を蒙られ。卿奔有爲の徒仰て天下之英主とす。宜しく閩國の全力を以て報効あるべきに。反て退讓



あるは上は天幕に對し、下は天下仰戴の望を失はん。又頃日朝命に依り不審の輩幽囚せらる。彼輩固より才識あるにあらず。粗暴輕舉の行爲又なしとせず。然るに既に擧げて濫用を命ず、今に於て瑣々の罪過を問ふを要せん。區々の愚忠を納れ、寛大の處置あらんとを請ふ。又先年故參政吉田元吉横殺之伴を、訊糾あらんことを傳ふ。彼輩預知る處にあらず。萬一罪問是に及べば如何の事變を生せんも測るべからず。朝命を以て幽囚の處置あるに更に横死の獄に及ぶは人心益惑ふ處あらん。冀くば舉國士民の爲め、寛大の處置あらんことを切念すと云ふにあり。元治元年<sup>甲子</sup>七月十八日、長人兵を以て禁門を犯す。守衛の諸藩勅を奉じて討て之を却く。此舉に先て中岡愼太郎<sup>贈正位</sup>當時長門に在り、長人兵を擧て京に上り、君側を清むるの議あり。書を島村祐四郎に托し、藩に歸りて圓に會し、書を致して土佐同志に檄し、脱藩を促かせり。圓其書を讀み、其言を聞き、意見を陳べて曰く、長人の壯夫愼太郎等と謀り、宰相<sup>毛利親</sup>を擁し、旗鼓を京師に建て、以て中原を洒掃せんとす。若し能はされば、游擊八百名を率ひて之を襲はん。猶會津侯松平容保を擒にするに足ると。此舉は大樹東邊鎮壓の爲め、東に歸り、三郎<sup>島津久光</sup>等の如き、牧伯皆國に就き、京師幾と空虚なり。此の機に乗じて、中原を掃はし、事難きに非ず。千載の一時なり。速に公子を奉して來會せよ。天下三藩の美稱滅ひすと。圓祐四郎に問ふ。三郎國に歸る甚怪むべく、去れば

朝廷又變あらん事、童子尙ほ察す如何と。祐四郎答ふ。三郎近日の舉動を疑ふは、吾人始め同市人亦之を罵るに至る。故に暫時國に歸り、惡名を掩はんと計るなりと。圓惟らく幕府使を斬られ、薩人船を焼かれ、且士人梟首せらる。皆之に甘心せんと欲す。此に於て朝名を下し、以て諸侯に討伐を令す。然るも長人君臣志を一にし、僧侶農商尙ほ決闘の色を見はず。且受命の侯伯討伐の不可を言ふ者數輩あり。此の如き侯伯を驅て上下一心の國に向はん事極て難し之を放任せば、幕威地に墮ちん。故に薩人と相謀り、制し易きの地に誘致し、犄角せんと欲するに非ずや。今縱令會侯を擒にし、一度天下を掌に運すとも、大樹必一將に命じて水戸に當らしめ、秀康をして景勝に當らしむる故智に出でん而して自ら大兵を率ひて西上せんに、京師は地勢客兵を以て持久固守すべきの地に非ず。遂に勝算なく、國に歸るを欲せんか。此に於て薩人馬關或は萩、長府を衝かん。此の如きに至らば、進退據を失ふなり。二州中幾くは之を慮る者あらん。又游擊兵を以て云ふも、其成果は京師の一蹶躄を決するに過ぎず。然かも天下亂を欲せざる者十中七八ならん。然る時は罪を四方に聲し、中國に臨はし、幕薩失計たらず。桂<sup>木戸孝</sup>周布<sup>政之助</sup>等恐くは同せさん。愼太郎の書中、天下三藩の名稱云々、凡そ事を首唱せんと欲せば、上下の戮力に非ざれば、大事恐くは成り難からん。己に戊歲主公<sup>山内</sup>上洛周旋せられしが如し、四十、五十脱藩して事を擧たりとて一



面に當るに足らず。必他の部隊に伍入せざるを得ず。然る時は名稱如何成功如何かあらん。首領統帥なければ人に後るゝ事自然の勢ならずや。般隣近にあり。之を見ずして脱走を謀れば。必人情分離して事行はるべし。とも思はず。祐四郎及び同志之に贊す。遽かに同志觀音寺僧智隆に書を託し。長門に遣し。愼太郎に深く高慮する處あらしめんとす。智隆長門に至り終に長人に同して歸らす。十八日の變に及ひしなり。圓己の意行はれざるを常に遺憾とす。時に藩論頗る動き。反對の黨勢を得て。圓等同志の徒去就に難む。圓身を堵して藩に建言して時事を痛論したり。其要旨に曰く。八月十八月の事變は薩會二侯の奸謀に出て薩は長と隙あり。志行はれざるを以て朝廷の名臣を黜け。自ら天下に横行せんと欲するに存す。姉小路公斬殺に仍り。禁門の警衛を解かれ。一藩の浮沈に迫る。明知忠直の名臣上に在り。下赤心勤王の牧伯禁闕を守るを慮り。會侯と謀り兵を以て權變不測の中川宮。近衛家等を推して參内。至尊を擁して正義の公卿を彈劾し。堺町門守衛の長人をして内に向ひ戦ふ能はざらしめ。親征敎旨にあらざる詔勅を發するの行爲暴横を極むるも。世人其眞意を知らず。目今正邪混淆なるも百年の後正史を糺さば必ず會薩反すと記せん。君家明斷反人に同せず。切に此等の奸狀を洞觀し直論以て謀議參與ありて。千載の刺議なからんことを切念すと。九月同志清岡治之助贈從四位等數十人兵器を携へて安藝

郡野根山に據り。藩廳に強要せんとす。藩吏を遣はして之を捕ふ。一半は逸して國外に去る。治之助以下二十三人を逮して之を刑す。圓等竊に同志と謀り。益其初志を貫かんことを勤む。慶應元年丙寅閏五月十一日藩。半平太以下四人を刑す。圓等獄して時運の回るを待てり。已にして幕軍長征に敗るゝより。藩復漸く圓等を登用す。明治元年戊辰正月伏見の一戦を経て。朝議幕府及佐幕の侯伯を征討す。圓藩命を受け。微行して徳島藩の動靜を探る。歸途大目附本山只一郎。高松藩征討の爲め高知藩に賜ふ錦旗を奉して丸龜に駐り。征討軍の來るを待つを聞きて其地に至り探聞する所の事情を報す。因て大砲頭と爲り。征討軍に従ふ。正月廿日高松藩歸順に及ひ事を以て上京す。三月圓。覺之助等と共に本藩東征軍に従ひ參謀及小目付を兼て江戸に入る。會々親征の勅を發せらる。圓建議して曰く。天皇親征の師を發せらるゝに藩主にして等閑に過ぎべきにあらす。宜しく率先出馬從軍あるべしと。總帥板垣退助伯爵其議を容れ急使を馳せて之を促かすも容られず。圓終生の憾とす。尋て東北に進軍す。野州並奥州の各地に轉戦し。九月會津の落城に至る。同二年己巳六月出征中軍務の功を以て班を進め秩を増す。藩の軍務局幹事。監察。小參事。軍務司。權大屬に歷職す。同三年藩議廢刀の事を行ふ。圓意見あり説容られず。同四年未辛三月二十三日職を辭す。同十年西南事變起るに際し。與黨の嫌疑を蒙り。愛媛縣松山に楛致幽囚數月に



して釋さる。同二十三年七月皇學館幹事に擧げられ、伊勢神宮司廳に勤仕す。又祭主を陽宮故邦彦王。當時久邇宮。に進講として優遇せらる。同二十五年職を罷めて郷里に歸り、爾々悠遊復出です。同三十九年三月六日叙特旨從五位、今健在なり。

◎熊本縣の部

○從五位小橋元雄恒藏。元肥後熊本藩侯。細川氏臣。天保十一年庚子十一月十五日生。

元雄、藩の世臣なり。少壯時事に志あり。文久元年出羽人清川八郎贈正四位九州に下り、義を唱ふ。元雄時に藩資を承け、學館に在り。同窓郷友と之に應せんとす。偶々藩論起り、同志分裂して意を果さず。同二年島津久光故公上京あり。藩内有志俱に事に與せんとす。元雄此間周旋する處あり。藩議行はれず。少壯の同志脱藩して王事に盡す處あらんとす。住魚良之贈四位等之を諭し、藩吏亦抑止す。會々同志住江訓一贈從四位、良之と意見を異にし、兩黨分峙す。元雄二三同志と其不利を説き、協和を謀らんとす。又長門藩益田彈正施親。贈四位、吉田榮太郎實秀、野村靖故子。贈四位を使として書を藩老に寄せて協和を勸告す。元雄、末松孫太郎、木原彦四郎等と兩人に面し、藩吏に勸告するも容られず。良之、訓一の一黨に謀るも亦從はず。兩人

空しく去る。文久三年元雄上京す。八月十八日長門藩の禁門守衛を解かれ、都下騷擾す。元雄、愛敬左司馬と藩老長岡休焉内膳。忠顯に詢り、藩使と稱し、西園寺公望侯に就き虚實を問ふも、其所因を辨せず。時に幕府は會津、桑名兩藩に命じ、藩人宮部鼎藏贈正四位、照幡寬胤稱武兵衛。正位、山田信道十郎。故位を捕ふるの説あり。元雄、内膳に告げ之を救護せんとす。内膳乃ち三人を長門に遣はし、又親兵を藩營南禪寺内に轉せしめん事を告げしむ。元雄馳て隊長小坂大八に告ぐ。大八肯せず。捕吏至らば決心せんのみ。朝命なくして寸地も移轉すべからず。元雄歸りて内膳に告げ、人を會桑兩藩屯所に遣して説く處あり。鼎藏等三條實美故公に隨從長門に奔り、事なきを得たり。元治元年甲子七月の事變あり。元雄征長の不可を論せしを以て謹慎を命ず。慶應二年長門再征の議起る。藩世子細川護久故侯、長岡護美故子、元雄を起して高知、宇和島兩藩に遣す。元雄先づ宇和島に至る。伊達宗城故從一位、病て見へず。井關盛良故正五位。右衛門、西園寺公成故從一位等に會し談する處あり。尋て高知に至り、山内豊信贈從一位に面す。豊信公武合體の意見を述べて議同じからず。仕置役後藤象次郎故伯座に在り。専ら勤王主唱の徒國事を誤ることを説き、既に一徒數人を處刑し、尙餘黨を究治するの意を傳ふ。元雄退て細川潤次郎男等に面し、僅に意思を聞くのみ。去て松山、大洲藩を歴訪す。大洲藩武田龜五郎、森井千代之進等と會し、大に意を得たり。歸藩、藩侯重臣等に南海諸藩の



意向を傳へ、再征の功を奏せざるべきを報ず。幾なく外交掛の命を承け上京す。時の同志多く幽閉し俱に謀る者なく、獨り諸藩有志と交り、四方交陟謀議の衝に當れり。尋て江戸に赴く。留守居澤村脩藏と意思相諧ふ。又修藏の同志と交り、爾今緩急相助くるを約し、又留守居津田信弘山三と謀る所あり。同三年五月歸藩す。十一月上京。高知藩谷干城干、平戸藩籠手田安定故男爵、桑田源之九源之九、名古屋藩中村脩修、鳥取藩門脇重綾正等と語り交互謀議する處あり。十二月元雄、高知藩毛利恭輔等と會飲し時事を論す。恭輔等密議を告げ、熊本藩の去就一に元雄の一身に存する旨を切告す。偶々翌日藩吏數人時事の小康を祝し、元雄を招く。諸人時事の切迫を覺らす。元雄前日の事を告げんと欲するも、萬一漏洩機を誤らば大事を破らん。寧ろ藩世子の上京を俟ちて處決するに若かずと決心し、苦慮慘怛を極む。明治元年戊辰正月三日護久、上京旅裝未だ脱せざるに鳥羽口砲聲を聞く。元雄驅て鳥羽に至る。鹿兒島藩兵壯に砲戰す。元雄戰況を視察し、藩邸に歸り、護久に聞す。時に邸内議論沸くか如く、薩長の暴舉なり。我藩宜く兵を分て一は薩邸を撃ち、一は鳥羽伏見に向ひ徳川軍と挾撃、薩長兵を壓殺すべしと。護久憂悶決する能はず。元雄驅て尾張藩邸に赴き、同藩及び水戸藩の方向を聞く。脩等答て曰く、我藩進退維谷るも既に征討の命下れりと聞く。故に止を得ず大義滅親の覺悟を以て出兵の準備中なりと。元雄大に意を強ふし歸り

て護久に復命し、親藩既に此決心あり。本藩何ぞ躊躇すべきあらんと。護久大に喜び斷然紛議を排して勅命奉承の旨を三宅藤左衛門を以て奏上せしめ、夜半參内す。是に於て一藩の方向決し危機一轉す。元雄苦心の功とす。夜半再戰地に赴き、鹿兒島藩の陣頭に進み戰況を視察報命す。歸邸桑名藩邸受取の命を元雄、益田勇に下す。元雄一隊の兵を請ふも許さず。命を拒むに及び兵を用ひんと。元雄等馬上驅せ至る。勇騎に慣はず甚た難む。元雄乃ち勇に約し一人驅けりて命を傳ふ。藩人命を聞く。五日元雄、東海道先鋒熊本藩本陣附と爲り、奉行永屋猪兵衛に屬し出發。事情偵察斥侯に従事す。後上京狀況を具申す。護久近待と爲り、四月隨行歸藩す。七日古莊嘉門正四、竹添進一郎從三、奥羽を巡歴し、奥羽聯合の狀況を語り、目下の戦争は全く薩幕の私闘なるを以て、先つ薩の暴横を制し、會桑其他の正義を伸暢せしむべしと主唱す。藩内の反對黨常に不平を抱げり。嘉門等の主説を聞き、忿然起り、先つ藩内の實權を掌握せんと欲し、時の當路者を斥け、奥羽の出兵を止め、朝廷に休兵の建議を爲し、奥羽各藩の意見採納を陳し、若し行はれざれば、忽に奥羽各藩と呼應し、斷然舉兵の密計を定め、先つ休兵建議の使節を發すべしと。東京は中老小笠原一學に數人を附屬せしめ、京都は家老溝口藏人を正使、元雄を副使と爲す。元雄使命の理由を疑ふ。密に護久に面して問ふ處あり。護久曰く予亦密議に關せず、密に慮る所なり。故に



使員に加へ上京辭退の理由を託するの旨を傳ふ。元雄曰く薩の根據を衝くの議は疊に米澤藩小島龍三郎後發 龍雄の所見にして、豫め會桑兩藩と謀る處ならん。嘉門等世事に熟せず。或は爲めに誘惑せられし處ならんを慮る。今日に於て休戦の建言あらば天下の笑を招き。一藩の體面を失はん。爾後の形勢に仍らは難境に陥るも計るべからずと。護久膝を進めて曰く現時の狀勢予亦之を如何共爲し難し。況や汝等妄りに口を開かは禍害立處に至らん。故に單に上京辭退の使者と稱して他事に關せず。上京窃に下津休也に謀らば必ず老練の策あらん。上京後の措置は予汝に一任す。謹て大事を誤る勿れと。元雄感泣して退く。仍ち東行使節と同船上京。休也に面し藩情を告ぐ。休也驚き目今の形勢を語り。休戦建議の不可を陳べ。俱に藏人を説き。單に護久上京辭任の事に決し。三人岩倉具視贈正一位に至り陳する處あり。具視嚴然告げて曰く藩侯疊に病を以て辭す。今又世子病を以て辭す。今や國家多事各藩の主従身命を抛ち。生死の間に盡瘁す。獨り肥後藩は詔邦故正四位及び護久共に病を稱す。余甚其藩の爲に取らざるなりと。三人答ふる處なくして退く。翌日元雄再び具視に面し。藩内の事情及び護久苦心の實を陳す。具視粗其意を諒し懇示する處あり。元雄大に安んじ。藏人休也に謀り。直に歸藩。一門長岡休焉に面し。京都の事情及び具視の言を以てす。休焉驚て云ふ。余即時出仕せん。子速に家老有吉將監立に告げ出仕を促かすべし。

と。元訪將監を誘ひて出仕を促かし。元雄之に従ふ。藩侯に面し。京都の事情を告ぐ。藩侯始て實情を聞き親ら病を扶けて上京するの議に決し。元雄に命し上京報命すべきを以てす。家に在る三日兼程上京。藩侯上京の旨を報す。具視喜び元雄の勞を慰む。尋で元雄は留守居役に轉し東西に奔走す。東行使節も東京に至るに時事豫想に反し。藩侯上京の報を聞き休戦の議を發するを得ずして歸藩す。此事發するに至らす止み遂に事なきことを得たり。元雄苦心の功とす。明治六年島津久光故公上京の報を聞き。縣下有志と謀り代表者數人を出す。元雄之に加はり上京。久光に面し其意を承けて周旋す。同七年佐賀事變に際し縣令安岡良亮五位 故從の囑に仍り。休焉を説き縣士を鎮撫す。同九年熊本神風黨の事變あり。縣士響應の虞あるに仍り。郷黨の年長者と奔走して之を鎮む。又細川護成侯を擁するの說あり。即夜宇士に避く。元雄又扈從す。同十年西南事變あり。元雄名分を説き縣士の去就を諭すも肯んせず。細川家一族の去就を謀るか爲め上京す。戰爭中細川護久故侯と三條實美故公岩倉具視の間書翰往復の使命を領して奔走し。傍ら鎮撫に幹旋す。爾後細川家々職に就き舊誼を繋ぐ數年。同三十九年十一月十五日叙特旨從五位。今健在なり。



國事 報効志士人名錄終

跋

本書刊行成リ世ニ頌ツニ當リ編纂ノ概要ヲ叙セントス明治四十一年八月本書編集ノ順序ヲ定メ之ヲ世ニ公ニシ四十二年五月本書第壹輯ヲ編了刊行シタリ當時第壹輯ニ續キ第貳輯以下編述ノ豫望ヲ公示シタルヲ以テ尋テ第貳輯ノ編述ニ著手シ爾來史料收集記事編述ニ從事スルコト一年有餘ニ亘ル今ヤ第貳輯ノ編述ヲ了ヘタルヲ以テ茲ニ其概要ヲ述ヘンニ第貳輯ノ編述ハ第壹輯ノ編述ニ比シテ事歴ノ詳密ヲ加フルト俱ニ志士各個ノ功歴ニ於テモ彼我關聯ノ事實亦紛糾ヲ極ムルモノアリ從テ事實ノ考證史料ノ審案一層ノ困難ヲ加フ爲メニ一個人ノ事歴ニシテ校定ヲ要スルモノ十數回ニ及フアリ或ハ戚族舊故ノ申牒ニシテ尙其實ヲ悉サ、ルアリ從テ之ヲ各般ノ書史ニ徵スルモノアリ或ハ公廨ニ請



フテ公記ノ證校ヲ求ムルアリ或ハ舊故知友ノ生存者ヲ尋ネテ其  
質言應答ヲ聞クアリ其他彼我ノ申報應答ノ如キハ固ヨリ論ナキ  
ナリ是以テ史料ノ整備容易ナラス從テ時日ヲ過スコト前回ニ過  
キ約數月ヲ重ネテ稍ク收結ヲ告クルニ至リ第貳輯ヲ完成セリ故  
ニ本篇ニ收ムル人員特ニ事歴ヲ掲載スルモノ故人六十名生存者  
十八名トス其他一個人ノ事歴ニ併載シ又ハ一團員トシテ掲クル  
モノ其人員百九十一名ニシテ通計二百六十九名トス尙卷首ニ掲  
クル肖像筆蹟ノ寫眞版ニ至テハ前篇ノ順序ヲ續キ其遺族所親ニ  
求メ其收集最モ煩冗ヲ極メタリ然レトモ開卷先ツ其人其書ヲ閱  
テ其功其跡ヲ偲ヒ而シテ後其事歴ヲ參閱セハ感懷ノ情自ラ深キ  
ニ至ラン之ヲ製版ニ付スルモノ十九版生存者ニ係ルモノ八版ニ  
上ル

本書編述趣旨ハ隱レタル志士ノ功歴ヲ表彰シ埋レタル歴史ノ眞  
相ヲ顯明シ以テ世人ノ感懷ニ訴ヘ延テ表彰ノ典ヲ仰キ永ク生故  
志士ヲシテ天恩ヲ感戴セシムルニアリ故ニ爾今本書第貳輯編述  
完了ト同時ニ更ニ第參輯ノ編述ニ從事シ其收結ヲ告クルニ至ラ  
ハ追次世ニ公ニセンコトヲ期ス爾今志士ノ事歴ニシテ未タ報牒  
ニ及ハサルモノアラハ漸ク追テ完結シ輯ヲ重ネテ世ニ公ニスル  
所アルヘシ識者須ラク史談會本書編述ノ趣旨ヲ贊襄セラレンコ  
トヲ請望スト云爾

明治四十三年十一月



明治四十四年三月廿八日印刷  
明治四十四年四月二日發行

定價金壹圓五拾錢

編纂者 史談會

右代表者 寺師宗德

發行者 今津隆治  
東京市日本橋區下槇町十二番地

印刷者 遠藤廉治  
東京市麴町區飯田町二丁目六十八番地

印刷所 公木社  
東京市麴町區飯田町二丁目六十八番地



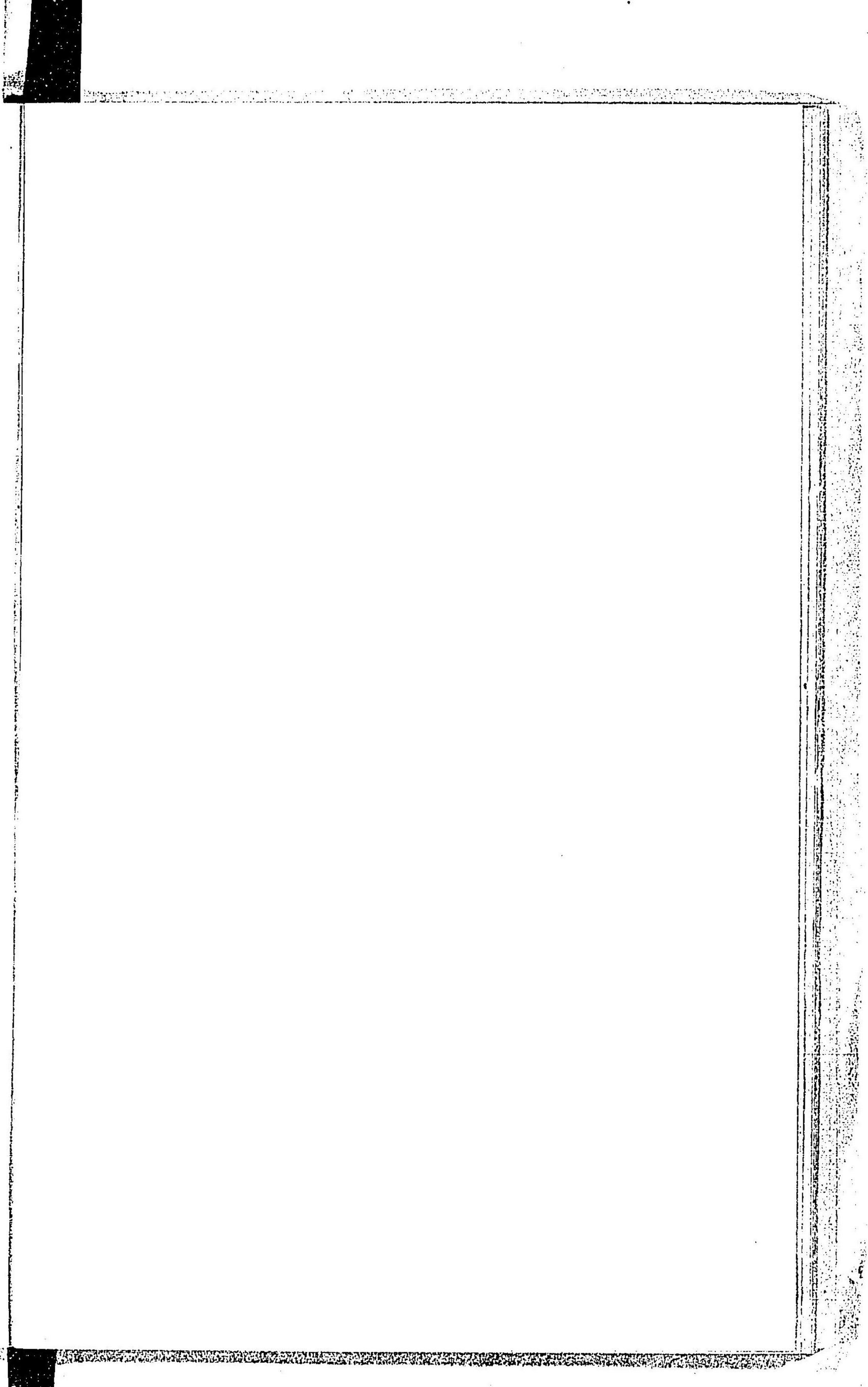
不許  
複製



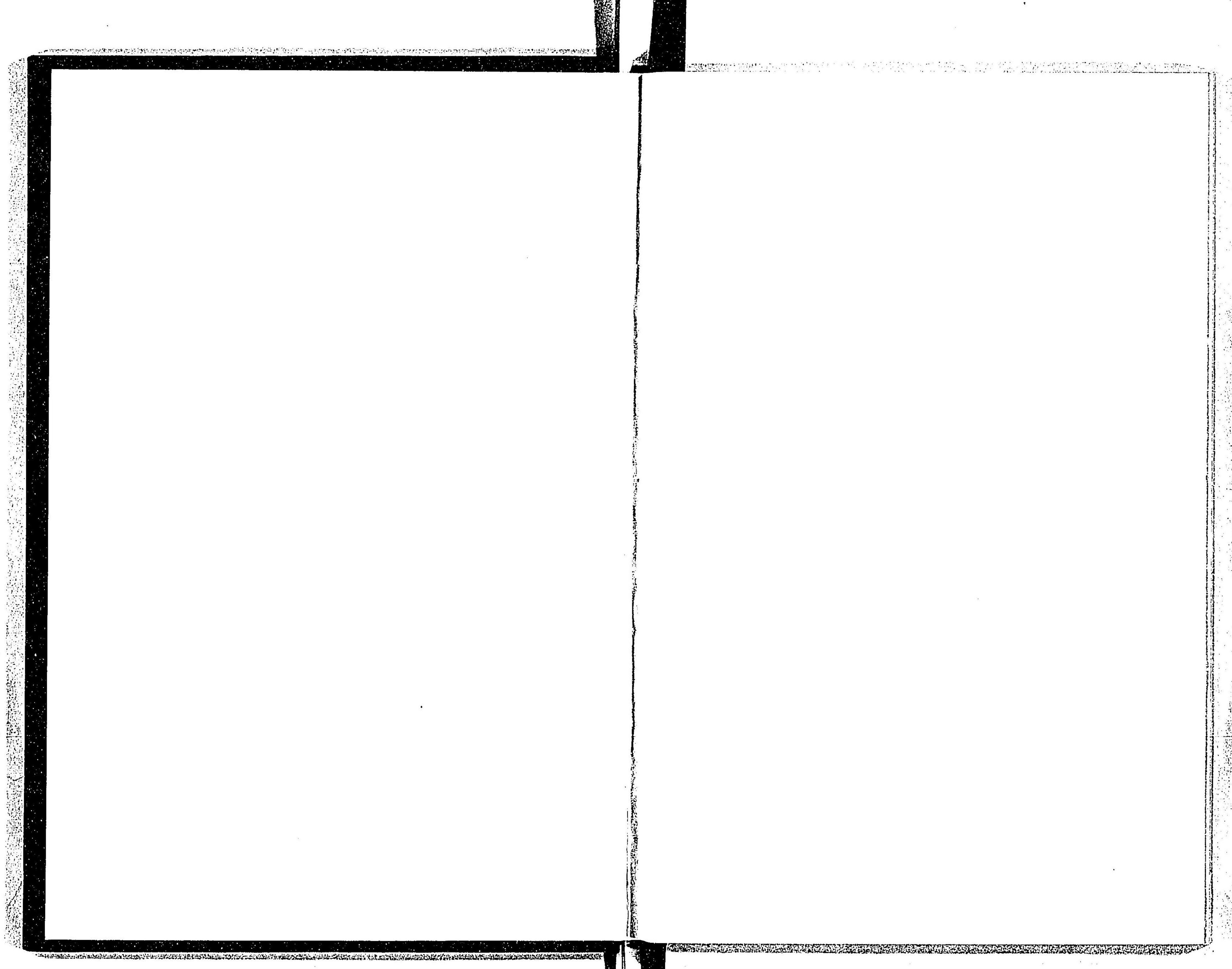
IT 7G-95

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
71	72	73	74	75	76	77	78	79	80
81	82	83	84	85	86	87	88	89	90
91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

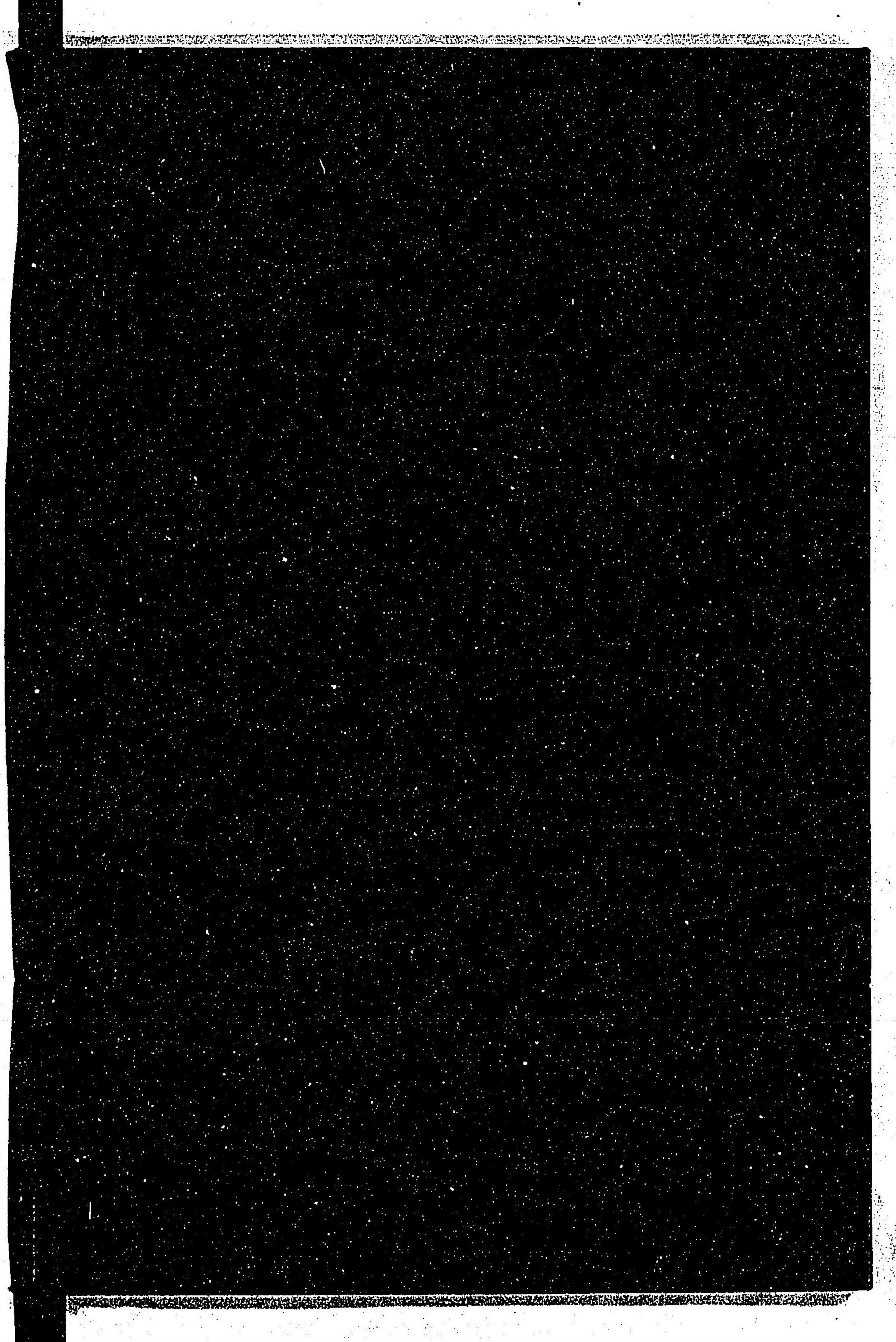










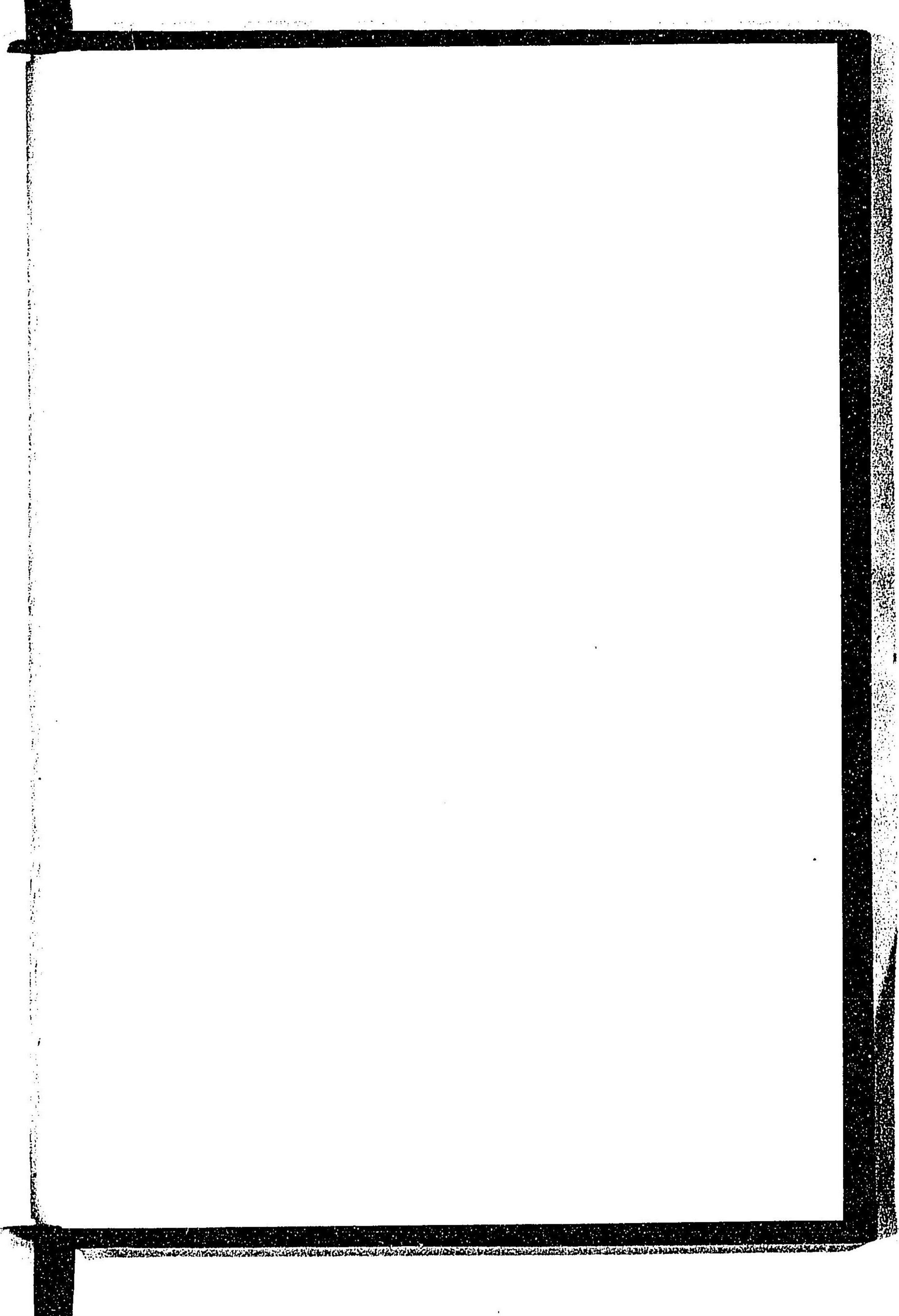




64

208







Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.